

教育委員会 会計年度任用職員(短期・パート)募集要項

【支援教育補助員】

職務内容の概略 (小中学校への配置)

- ・通常の学級での児童・生徒等への学習の補助。
- ・学校行事及び学校生活での児童・生徒への支援。
- ・児童・生徒の安全確保のため必要と認められる活動。
- ・肢体不自由学級在籍児童・生徒の生活介助(移動、排泄、食事、衣服の着脱)
- ・学習活動の補助
- ・その他、勤務校の校長、教頭、担任が指示する活動。

1. 登録資格

年齢の上限等は設けていませんが、健康で、障害がある児童・生徒への理解があり、配慮を要する児童・生徒への学習介助及び生活介助業務に意欲のある人としてします。

2. 登録方法

随時受付しています。まずは、支援教育課へ電話・ファクシミリをお願いします。必要書類等をお伝えします。

原則試験無。登録資格等について、聞き取りをさせていただきます。

3. 登録期間

登録の有効期間は、受付の日から令和7年3月31日までの期間です。

なお、提出された履歴書は教育委員会で責任をもって保管し、一定期間経過後に廃棄処分します。

4. 勤務形態・時給等

勤務日	勤務時間	時 給	期末手当
平 日 週2～5日	8:15～16:00の間の 6時間 (休憩時間45分)	①資格有 1,229～1,296円 ②資格無 1,114～1,155円	条件を満たす場合に支給 支給月；12月

※時給は、職員の給与改定などに準じて改定されることがあります。

※①資格有の場合 看護師・准看護師・教員免許、保育士・公認心理師資格又は介護職員初任者研修修了者等の資格

5. 雇用保険・社会保険について

1 週の所定労働時間が 20 時間を超える場合、雇用保険、厚生年金保険、大阪府市町村共済組合（健康保険）に加入することになります。ただし、学期ごとの手続きが必要となり、長期休業（春休み、夏休み、冬休み）の間はご自身で手続きしていただく必要があります。

6. 雇用についての留意事項

- (1) この登録は、あくまで登録の手続きであり、雇用を約束するものではありません。
また、上記の職務を遂行できることが前提となりますので、身体の状態により児童生徒の介助に支障をきたすと判断した場合には、登録しないことがあります。
- (2) 市内の市立中学校と市立小学校に配置予定としています。
今回登録された方すべてを雇用できるとは限りません。
※配置先は、令和 6 年度は全 19 中学校もしくは枚方・桜丘・津田・小倉・さだ西・樟葉西・津田南・平野・西長尾小学校となる予定です。
- (3) 雇用する場合は、支援教育課から電話で連絡します。また、必要期間の直前に連絡する場合があります。あらかじめご了承ください。
- (4) 緊急の場合に希望と異なる職種について連絡する場合があります。
- (5) 雇用期間、勤務場所等は雇用事由により異なります。連絡時に説明します。
- (6) 都合がつかない場合は、断っても結構です。一度断ったことを理由に次から雇用しないということはありません。
- (7) 教育委員会に雇用された場合、その雇用期間中は臨時的任用職員として一般職地方公務員の身分となりますので、関連する法令、条例・規則等の規定を遵守する義務が生じます。

7. お問い合わせ

枚方市教育委員会 支援教育課 Tel 050-7105-8048 fax072-851-9335
(枚方市車塚 1-1-1 輝きプラザ 4F)